

福岡空港構想・施設計画検討協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 福岡空港の構想・施設計画段階について、国と地域が連携し、透明性を確保しつつ幅広い合意形成を図りながら検討を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図ることにより、本検討の円滑かつ効率的な推進に資するため、福岡空港構想・施設計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 協議会は、構想・施設計画段階について、以下の調整を行う。

- （1）福岡空港の具体的な施設計画等に関する事。
- （2）上記に係る情報提供、意見収集の実施等に関する事。

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- （1）国土交通省九州地方整備局副局長
- （2）国土交通省大阪航空局長
- （3）福岡県副知事
- （4）福岡市副市長

2 協議会に幹事会を置き、次に掲げる職にある者で構成する。

- （1）国土交通省九州地方整備局港湾空港部長
- （2）国土交通省大阪航空局空港部長
- （3）福岡県企画・地域振興部理事
- （4）福岡市総務企画局理事

（協議会の運営）

第4条 協議会は必要に応じて開催する。

2 協議会には、必要に応じて国土交通省航空局職員が出席することができる。

（公開）

第5条 協議会は、公開を原則とする。

（事務局）

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、九州地方整備局港湾空港部とする。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。